

## 「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」及び「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」について

### 1. はじめに

遺伝子組換え食品の安全性審査については、厚生労働省が、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、個別に実施してきたが、平成15年7月1日以降、食品安全委員会が安全性審査を行うこととなった。

同年8月7日の第6回食品安全委員会において、遺伝子組換え食品等の安全性審査に関しては、まず、コーデックス委員会等の国際的な状況等も踏まえ、評価基準を策定すべきとの意見等が委員からあり、遺伝子組換え食品等専門調査会で検討されることとなった。

### 2. 遺伝子組換え食品等専門調査会での安全性評価基準案の作成について

15年10月3日に開催した第1回遺伝子組換え食品等専門調査会で、食品安全委員会での意見を受け、遺伝子組換え食品等の安全性審査基準を作成することが確認され、うち種子植物の作成を行うこととし、専門調査会委員の中から4名の起草委員を選出した。

11月19日に開催した第2回遺伝子組換え食品等専門調査会において、起草委員が作成した「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（起草委員案）および「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（起草委員案）の検討を行った。

12月1日に開催した第3回遺伝子組換え食品等専門調査会において、第2回調査会での専門調査会委員から指摘をもとに起草委員において修正を行った「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（起草委員案）および「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（起草委員案）の検討を行い、両案とも本専門調査会の成案として、食品安全委員会に報告されることとなった。

12月4日に開催された第22回食品安全委員会に両案を報告し、委員会の了承を得て、12月4日～16年1月6日の間、食品安全委員会ホームページを通じて国民から広く御意見・情報の聴取を行った。（いただいた御意見・情報の内容については参考2のとおり。）

16年1月21日に開催した第4回遺伝子組換え食品等専門調査会において、国民からの御意見・情報の聴取結果についてとりまとめを行い、両案について最終的な修正を行った。

### 3. 一般からの意見聴取の実施について

リスクコミュニケーションの一環として、15年10月24日、遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会、同年12月19日、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準

案等に関する意見交換会を開催し、本分野に特に深い知識を有する方に意見陳述いただき、専門調査会委員から質疑を行い、基準案作成の参考とした。

#### 4. 審議経緯

- 平成15年8月7日 第6回食品安全委員会において、遺伝子組換え食品等の評価基準案を策定すべきとの意見。
- 10月3日 第1回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 10月24日 遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会
- 11月19日 第2回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 12月1日 第3回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 12月19日 遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準案等に関する意見交換会
- 平成16年1月21日 第4回遺伝子組換え食品等専門調査会